

## 御嵩町新庁舎等整備事業 基本協定書(案)

御嵩町新庁舎等整備事業(以下、「本事業」という。)に関して、御嵩町(以下、「町」という。)は、代表企業である●●●●株式会社並びに構成員である●●●●株式会社、●●●●株式会社、●●●●株式会社(以下、これらの者を総称して「本優先交渉権者」という。)との間で、本事業に関する基本的な事項に関して、次のとおり基本協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

### 第1条 (目的)

本協定は、本事業の実施に向け、町及び本優先交渉権者が相互に協力し、必要な準備行為を円滑に進めるために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (本事業契約)

町及び本優先交渉権者は、本事業に関する事業契約(以下、「本事業契約」という。)の仮契約締結に向け、双方最大限に努力し、誠意をもってこれにあたるものとする。なお、本事業契約が締結される前に本優先交渉権者のいずれかが募集要領に含まれる参加資格の全部又は一部を満たさなくなった場合には、町は、本事業契約を締結しないことができる。

### 第3条 (本事業契約の仮契約の不締結)

町の責めに帰すことのできない事由により、令和7年9月末までに町及び本優先交渉権者の間で本事業契約の仮契約が締結されない場合には、町は、本優先交渉権者との本事業契約の締結交渉を終了させ、かつ本協定を解除することができ、この場合、町は、本事業の準備に関して発生したいかなる本優先交渉権者の費用も負担しない。

2 本優先交渉権者の責めにも帰すことのできない事由により、令和7年9月末までに町及び本優先交渉権者の間で本事業契約の仮契約が締結されない場合には、本優先交渉権者は、町との本事業契約の締結交渉を終了させ、かつ本協定を解除することができ、この場合、本優先交渉権者は、本事業の準備に関して発生した町の費用を負担しない。

### 第4条 (議会の議決)

本事業契約の仮契約締結後、御嵩町議会において可決された場合に、本契約としての効力が生じるものとする。なお、当該議会において否決され本契約の締結に至らなかった場合、本事業の準備に関して発生した費用は各自の負担とし、双方に債権債務関係が生じないことを確認する。

2 前項の場合を除き、本事業契約の本契約締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

### 第5条 (秘密保持)

町は、本協定内容及び本事業に関して本優先交渉権者より開示された情報につき、本優先交渉権者の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示せず、かつ本協定の目的以

外の目的には使用しない。

2 本優先交渉権者は、本協定の内容及び本事業に関し町より開示された情報につき、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示せず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しない。

3 第1項及び第2項の規定は、次の各号に該当する情報については、適用されない。

(1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報

(2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

(3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

4 本協定の各当事者は、本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、当該目的に合理的に必要な限度で、合理的に必要な情報を開示し、使用することができる。

(1) 裁判所により開示が命ぜられた場合

(2) 町が情報公開条例に基づき開示を求められた場合

(3) 町が議会の請求に基づき開示する場合

(4) その他法令に基づき開示する場合

5 前項の規定に従い町が本優先交渉権者より開示された情報を開示する場合(但し、前項第1号に規定された事由に基づき開示する場合を除く。)には、町は、当該開示の時期、相手方及び開示される情報の内容につき、事前に、又は事前に通知することが合理的に困難な場合には事後可能な限り速やかに、本優先交渉権者に対して通知する。また、前項の規定に従い本優先交渉権者が町より開示された情報を開示する場合(但し、前項第1号に規定された事由に基づき開示する場合を除く。)には、当該本優先交渉権者は、当該開示の時期、相手方及び開示される情報の内容につき、事前に、又は事前に通知することが合理的に困難な場合には事後可能な限り速やかに、町に対して通知する。

## 第6条（本協定の変更）

本協定の規定は、町及び本優先交渉権者の書面による合意がなければ変更できない。

## 第7条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は、日本国の法令等に準拠し、これに従って解釈される。

2 本協定に関連して発生した全ての紛争につき岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第8条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定が締結された日から第4条で規定される本事業契約の本契約締結日までとする。但し、第5条及び第7条の効力は、本協定の解除又は有効期間満了後も有効に存続する。

第9条（誠実協議）

本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、その都度、町及び本優先交渉権者が誠実に協議の上これを定めるものとする。

（以下余白）

本協定締結の証として、本協定書を●通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

御嵩町：

住所

名称 御嵩町長

(代表企業)：

住所

名称

(構成員)

住所

名称

(構成員)

住所

名称

(構成員)

住所

名称